

(仮称) 健康福祉総合センター建設  
基本構想 (案)  
(パブリックコメント実施時版)

平成26年12月

寒川町

## 目 次

1. 施設整備の必要性と経過	1
2. 基本目標及び基本方針	3
3. 施設の機能及び完成予定時期	5
4. 事業実施に必要な所要室等及び規模の想定	7
5. 建設用地の現状	14
6. 財政面、事業手法の検討	15
7. 建設検討体制、スケジュール	15

# 1. 施設整備の必要性と経過

## (1) 施設整備の必要性と町計画における位置づけ

((仮称)健康福祉総合センター施設のコンセプト等に関するプロジェクトチーム報告書より抜粋)

【(仮称)健康福祉総合センターは、(\*1)町民が健康で明るく元気に、生きがいをもって生活できるよう、幅広い保健福祉サービスの提供、地域福祉活動の推進、すべての人の交流・連携による活力の創生機能を備えた健康・福祉・医療など総合的な施策の展開を図るものであり、更に厳しい財政状況の中で、施設の複合化による効率的な施設として建設します。また、当該土地につきましては、役場、総合図書館、町民センターなど人が集まる公共施設が一体化しており、町の中心地、集客区域として形成されている区域となっています。

よって、(仮称)健康福祉総合センターは、役場や総合図書館など隣接する他の施設との相乗効果により人が集まり、多くの町民の方に利用されるよう、にぎわいと魅力ある市街地の整備を進め、寒川の核となる地域づくりを進展させるものと考えます。】

人口減少・超高齢化を目前に控え、高齢者の活動の場、障がい者を支援する場、子ども子育て支援の充実を図る場、地域福祉を支えるボランティア活動が活性化するための場など、健康福祉や町民活動事業の充実が求められています。また、サービス提供の場や、分散している保健福祉施設の機能統合として整備することによる効率化、コンパクト化を進め、あらゆる世代のいろいろな人が多様な生活や活動をしている中で、人と人を結びつけ、交流の促進や保健福祉の充実を図る多機能型の拠点が必要となっています。

なお、寒川町総合計画後期基本計画及び第2次寒川町地域福祉推進計画において、健康福祉総合拠点施設として(仮称)健康福祉総合センターの建設に向けた検討をすることが位置付けられています。

## (2) 経過

平成18年6月

政策会議において、土地取得の検討を行い、「(仮称)健康福祉総合センター及び駐車場用地」と決定。

平成20年11月から平成21年3月

(仮称)健康福祉総合センター施設のコンセプト等に関するプロジェクトチームにより、6回にわたり施設のコンセプト及び用地の土地利用について検討し、

---

(\*1) 自治基本条例第3条(用語の定義)

町民は、ア 町内に住み、働き、又は学ぶ者 イ 町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体

平成21年4月1日に検討結果報告書を町長へ提出。

平成21年3月

健康づくりの推進、各種支援サービスの提供など福祉活動拠点の整備、健康、福祉、医療等が総合的に機能し、地域の福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点の整備が寒川町総合計画後期基本計画において位置付けられ、平成21年3月に（仮称）健康福祉総合センター用地を先行取得。

※財源、町債の償還期間は、平成21年9月25日から平成31年3月25日まで。（20回）

平成25年10月～平成26年5月

プロジェクトチームによる報告を受け、これを尊重し、4つの機能（健康づくり機能、福祉機能、医療関連機能、総合交流機能）について全課及び関係部署を対象に新規事業等を含め、必要とする機能及び面積の調査及び関係部署に対して内容に関するヒアリングを実施。

平成26年6月16日

（仮称）健康福祉総合センター建設関係部署検討会（調査報告を提出した関係部署及び企画政策課、財政課、総務課、町社会福祉協議会）において、調査の報告を行い、町方針の決定に向けた検討を実施。

同日、全課及び職員等を対象に調査結果を報告し、（仮称）健康福祉総合センター建設に関する課題及び提案について依頼。

平成26年7月28日

（仮称）健康福祉総合センター建設関係部署検討会において、（仮称）健康福祉総合センター建設基本構想策定に向けた方針（素案）の確認。

平成26年8月

政策会議及び部長会議において、現在の検討状況を報告。

平成26年10月～12月

これまでの検討状況を踏まえ、（仮称）健康福祉総合センター建設庁内検討委員会及び作業部会において、基本構想（素案）について検討。

## 2. 基本目標及び基本方針

### (1) 基本目標

寒川町自治基本条例において、第4条で、基本理念「町民と町が協働するまちづくり」の下、第5条で、「子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり」、「地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり」、「保健と福祉の充実したまちづくり」をまちづくりの指針として定めていることを踏まえ、(仮称)健康福祉総合センター設置の基本目標を次のように設定する。

基本目標

「町民と町が協働し、地域において、誰もが健康で、  
生涯を明るく元気に暮らせる町の実現」

### (2) 基本方針（機能面）

基本目標「町民と町が協働し、地域において、誰もが健康で、生涯を明るく元気に暮らせる町の実現」を達成するため、(仮称)健康福祉総合センターを、子どもから高齢者まであらゆる方を対象とし、健康で明るい日常生活を営めるよう、健康・福祉の各分野が一体となった施設で、健康づくりや地域保健の推進を図り、幅広い福祉サービスを提供するとともに、福祉を始めとしたボランティア活動が活性化し、町民、地域、福祉関係事業者、行政等が協働して活動展開できる総合的な拠点とする。

また、(仮称)健康福祉総合センターは複合施設として様々な機能を集約することで、相互の機能連携、相乗効果が図られるとともに、周辺の公共施設と隣接することから、誰もが気軽に立ち寄れ、人と人との交流を広げることで、あらゆる人が地域社会で生活し活動していることを知ることができ、その中からお互いに思いやる気持ちが育つことを推進し、支えあいや絆による自主的・主体的な活動の輪が広がり、ネットワークが築ける拠点とする。

### (3) 基本方針（建築計画面）

施設完成後、長期にわたって町民から親しまれる施設となるよう建築計画面での基本方針を次のとおりとする。

#### ア 法規制への適合

都市計画法・建築基準法等関係法令等を遵守する。

#### イ 環境への配慮

再生可能エネルギーの活用と省エネ化、緑化の推進、建物の長寿命化を図り、環境負荷低減と施設の維持管理費の節減化及び効率化を追求する。

#### ウ ユニバーサルデザイン等への対応

障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児を含め多様な人々が利用することから、年齢、性別、個人の能力などを問わず誰もが安全に安心して利用できる施設整備を行う。

#### エ 周辺環境との調和

利用者、地域住民など多くの町民に親しまれるよう、地域の歴史的文化的背景を十分考慮し、周辺との景観の調和、部屋からの眺望や借景に配慮する。

#### オ 災害時への対応

災害時の様々な状況に対応するために、災害活動の一拠点ともなるよう多目的な活用が可能な設備を有する施設とする。

#### カ 機能性、効率性への対応

道水路等の付け替えも検討し、効率的な活用を図るものとする。

敷地内の建物の配置については、必要に応じて増築や別棟、附属施設等の新設等にも対応できるよう配慮する。

建物については、所要室等の配置に関して、利用する方の個人情報やプライバシーに配慮するとともに、将来的に法改正や求められる機能等の変化に対応できるよう、融通性・互換性のある施設とする。

#### キ 隣接した既存公共施設に配慮した対応

役場庁舎をはじめ町民センター、総合図書館、商工会館など隣接する町公共施設等との連携、事務スペースや会議室、物品庫等の確保にも配慮する。

#### ク 意見の聴取

建設の用途・規模・構造など、関係部署や庁内意見を集約し、パブリックコメントなどによる町民意見の聴取を行う。

### 3. 施設の機能及び完成予定時期

(仮称)健康福祉総合センターは、健康づくり・福祉活動の拠点として、町内に散在している健康、福祉、高齢者や子育て家庭などのための各施設を集約し、総合的に機能する地域の健康福祉総合拠点施設として、複合化によるサービスや利便性の向上、交流や連携を生み出すことができるような施設形態を目指すものである。

また、完成予定時期を平成30年度とする。

#### ア 健康づくり機能

～明るく生きがいのある健康づくり～

その人のライフステージに合わせて一貫した健康づくりを目指して、地域の健康づくりに関する事業（介護予防、食育、運動、各種検診、疾病予防等）や、感染症の予防に関する事業を行うことを目的とする。

#### 期待される効果

町民一人ひとりのライフステージに沿った健康づくりを効果的に提供することで、一人ひとりの健康意識を高め、自ら健康づくりに取り組むことが期待できる。

#### イ 福祉機能

～地域で暮らすあらゆる人が、安心して、その人らしく、生きがいをもって過ごせるように、身近で即応性のある相談体制の充実と地域福祉の推進～

高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉や子育て支援など、地域に散在している相談機能を集約することにより、体制の充実を図る。

また、ボランティア活動等を通じ、地域福祉の推進が図られることを目的とする。

#### 期待される効果

地域で散在している相談機能の集約化により、相談機関同士の連携・協力が密になるとともに、個人を尊重した支援や権利擁護の体制が強化され、町民の利便性が向上する。

また、ボランティア等、様々な活動の情報が集まり、交流拠点としての活用が進むことで、活動の活性化と個人の生きがいづくりが進む。

#### ウ 総合交流機能

～人が集い・交流し・つながる地域福祉の拠点づくり～

地域福祉活動やボランティア活動を行っている町民や団体等が集い、互いに情報交換、交流、連携する機能を設置することで、地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉に関する情報、行政の情報等を提供する。

#### 期待される効果

多くの町民の方が集い、交流し、つながる地域福祉などの情報を共有することによって、町民の積極的な活動への参加を促進する。またそのことは、町民と町がそれぞれの役割を果たしながら相互に補完・協力する、協働のまちづくりにつながる。

エントランスホールや屋外空間は、来館者が自由に利用でき、世代、性別を問わず、ふれあいと交流を深められる仲間づくりの場となることが期待される。

#### エ 災害時関連機能

～災害時の医療救護・防疫の拠点～

災害時の様々な状況に対応するために、医療救護活動・防疫活動の一拠点として、関係機関との連絡調整を行うことを目的とする。

#### 期待される効果

災害時の医療救護活動・防疫活動を円滑に実施するために、複数の拠点を持つことで相互・補完的な機能強化が期待できる。



#### 4. 事業実施に必要な所要室等及び規模の想定

(仮称)健康福祉総合センターの規模は、市内の事業実施調査から、延べ床面積は約 4,200 m<sup>2</sup>、建築面積は約 1,500 m<sup>2</sup>、地上 3 階建てを想定しているが、具体的な規模の想定や機能は基本計画段階で決定する。

<記号の説明>

新：新規の事業及び機能

充：既存の事業及び機能を拡充

移：既存の事業及び機能に移転

統：既存の複数事業及び機能を統合して実施

交：交流機能を有する事業及び機能

★：他の事業及び機能と共用する所要室

(1) 屋内 (機能別)

ア 健康づくり機能

事業及び機能	事業内容及び目的	所要室等
事務スペース	管理用	事務室 給湯室
集団検診 <新・充・ <span style="border: 1px solid black;">移</span> ・統・交>	検診の実施	多目的室 (大) (★) 多目的室 (小) (★)
母子保健事業 <新・ <span style="border: 1px solid black;">充</span> ・ <span style="border: 1px solid black;">移</span> ・統・交>	母子保健法に基づき、子どもの健やかな発育・発達と子育て支援を行う。	多目的室 (大) (★) 多目的室 (小) (★) 診察室 収納スペース 授乳室 (★) 準備室 洗濯室&物干場 カンファレンスルーム 栄養実習室 (★)
健康普及 (体操等) <新・充・ <span style="border: 1px solid black;">移</span> ・統・交>	健康づくり体操で健康づくり推進につなげる	多目的室 (大) (★)

ライフステージ別栄養教育 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	食育全般の普及	栄養実習室 (★)
離乳食講習会 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	食育全般の普及	栄養実習室 (★)
食生活改善推進員養成講座 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	食育全般の普及	栄養実習室 (★)
健康相談 <新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	個人情報やプライバシーの保護に配慮し、安心して相談できる場	相談室 (★)
国保の特定健診、保健指導 <新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	集団保健指導、体操	多目的室 (大) (★) 相談室 (★)
健康普及事業 (会議、打合せ) <新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	住民と協働した活動の場	多目的室 (大) (★) 多目的室 (小) (★)
高齢者地域活動支援事業 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・移・統・ <input checked="" type="checkbox"/> 交>	高齢者の健康保持・増進を図る	健康増進室
介護予防事業 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・移・統・交>	高齢者の介護予防等の教室	多目的室 (大) (★)
献血事業 <新・ <input checked="" type="checkbox"/> 充・ <input checked="" type="checkbox"/> 移・統・交>	雨天時に待機できる場所の確保。夏や冬に施設内で過ごしやすい状態にし、献血協力者の負担軽減を図り、事業を推進	待合室又は玄関付近のピロティ

イ 福祉機能

事業及び機能	事業内容及び目的	所要室等
相談支援事業所 ＜新・ <input checked="" type="checkbox"/> ・移・統・交＞	障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援を行う（障害者総合支援法により町の必須事業）	相談室 事務室
高齢者地域活動支援事業 ＜新・ <input checked="" type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> ・統・交＞	高齢者の心身の健康保持	お風呂
	高齢者の社会参加の促進や交流することにより、心身の健康増進を図る	談話室
子育て支援センター ＜新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> ・統・交＞	健やかに子どもが発達できるよう、育児不安を抱えた家庭等の子育てを支援する	フリースペース
ファミリーサポートセンター ＜新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> ・統・交＞	育児支援を受けたい人で行いたい人からなる会員組織で会員同士が地域で進める相互援助活動の支援を行う	事務室
ひまわり教室 ＜新・充・ <input checked="" type="checkbox"/> ・統・交＞	障がい児支援の事業として、通所利用の障害児への支援だけでなく、その家族を対象とした支援等を行う	活動ルーム
子育て相談室 ＜ <input checked="" type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> ・移・統・交＞	子育て支援相談員による育児不安等についての相談指導及び援助の調整等	相談室（★）
チャイルドステーション ＜ <input checked="" type="checkbox"/> ・充・移・統・交＞	子育て家庭が施設を利用しやすい環境を整えるため、おむつ替えや授乳ができるスペース	チャイルドステーション（★）
ふれあいひろば ＜ <input checked="" type="checkbox"/> ・充・移・統・ <input checked="" type="checkbox"/> ＞	子育て家庭同士や高齢者との世代間交流等を目的とした事業を実施するためのひろば	ふれあいひろば

<p>社会福祉協議会事務局 （地域福祉・総務・ボランティアセンター） ＜新・充・<b>移</b>・統・交＞</p>	<p>誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるため、福祉サービスの提供、各種相談事業をはじめとする、地域福祉の推進・充実を図る</p>	<p>事務室 書庫 更衣室 倉庫（★） 印刷室 会議室</p>
<p>総合相談 貸付 日常生活自立支援 法人後見 ＜新・<b>充</b>・<b>移</b>・統・交＞</p>	<p>個人の生活課題から地域における課題まで、福祉に関する相談や支援を行う場</p>	<p>相談室（★）</p>
<p>ボランティア活動支援 ＜新・<b>充</b>・<b>移</b>・統・<b>交</b>＞</p>	<p>元気で活力がある町、町が進める協働のまちづくりに必要不可欠な地域におけるボランティア活動の支援。ボランティアが集い交流し情報交換する場</p>	<p>録音室・モニター室 活動室</p>
<p>包括支援センター ＜新・充・<b>移</b>・統・交＞</p>	<p>高齢者が生活しやすいよう介護や福祉についてのさまざまな相談等を行う</p>	<p>事務室</p>
<p>生活保護及び生活困窮者のための相談 ＜新・<b>充</b>・<b>移</b>・統・交＞</p>	<p>相談者の利便を図るため、関係機関の機能をも受け入れられるような場</p>	<p>事務室 相談室（★）</p>

ウ 総合交流機能

事業及び機能	事業内容及び目的	所要室等
地域活動支援センター ＜新・充・ <span style="border: 1px solid black;">移</span> ・統・ <span style="border: 1px solid black;">交</span> ＞	障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会や場の提供、地域との交流を支援。（障害者総合支援法により町の必須事業）	事務室 訓練室 キッチン（★） 休憩室
障がい者の自主製品の販売 ＜ <span style="border: 1px solid black;">新</span> ・充・移・統・ <span style="border: 1px solid black;">交</span> ＞	障がいのある人が作った手作り品等を展示・販売し、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進及び交流を図る	販売所（売店）
サロン用スペース ＜ <span style="border: 1px solid black;">新</span> ・充・移・ <span style="border: 1px solid black;">統</span> ・交＞	人が集い・交流し・つながる「サロン」の効果的な開催	栄養実習室（★）
フリースペース ＜新・ <span style="border: 1px solid black;">充</span> ・移・統・交＞	ちょっと休憩、ほっと・すぺーす（町自立支援協議会）、ちょっと打ち合わせをしたい等々、多目的に使える場所の確保	フリースペース
ともしびカフェ ＜ <span style="border: 1px solid black;">新</span> ・充・移・統・交＞	障がい者の就労の場。町民の誰もが集い交流する、町の核となる施設で、障がい者の社会参加や地域との交流を図る	ともしびカフェ
自販機コーナー ＜ <span style="border: 1px solid black;">新</span> ・充・移・統・交＞	施設利用者の便宜を図る	交流・休憩スペース
地域福祉推進のためのイベント等 ＜新・ <span style="border: 1px solid black;">充</span> ・移・統・交＞	ボランティア講座や勉強会等の学びの場としての活用、また地域福祉の推進のため、各種イベントの開催	多目的室（大）（★）
センター利用者の荷物預かり事業 ＜ <span style="border: 1px solid black;">新</span> ・充・移・統・交＞	ボランティアやサロン運営団体等が継続的に活発に活動をするため、安心して荷物を預けることができる場所の確保	ロッカースペース

民生委員児童委員協議 会事業 ＜新・ <b>充</b> ・移・統・交＞	地域福祉活動を担う民生委員 児童委員の自主的な活動の場 として、また、町民、地域、行 政等が協働した活動の展開	多目的室（大）（★） 多目的室（小）（★）
---	--	--------------------------

## エ 災害時関連機能

事業及び機能	事業内容及び目的	所要室等
災害時医療救護・防疫 事業 ＜新・ <b>充</b> ・移・統・交＞	災害時の医療救護活動・防疫活 動を円滑に実施するため関連 機関との連絡調整を行う体制 の確保	多目的室（大）（★） 多目的室（小）（★）
災害対策用備蓄倉庫 ＜新・ <b>充</b> ・移・統・交＞	災害対策用医薬材料等備蓄の 保管場所	倉庫（★）
外流し ＜ <b>新</b> ・充・移・統・交＞	感染症対策として、現場から戻 ってきた時の流し場（消毒液等 を流す）	外流し

### （２）屋内（共用部分）

共用部分（玄関、ロビー、通路、トイレ、階段、エレベータ、ホール、共用施設など）は、さまざまな利用者に対応するよう配慮した空間とする。

### （３）屋外施設

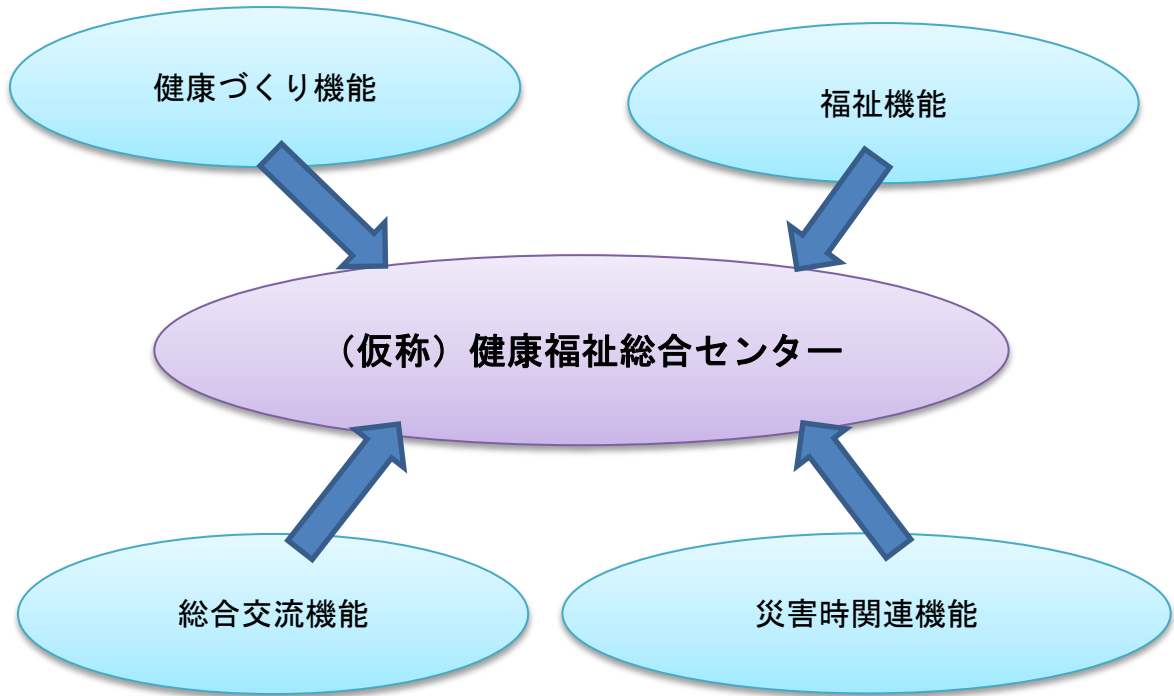
年代を問わず人が集い交流を深めるためのひろばとする。

平常時だけではなく、大規模災害等緊急時の水源確保のため地下水を活用する。

### （４）その他

役場及び総合図書館を含めた来場者の自動車・自転車駐車場、検診車スペースを確保する。

(5) 機能融合のイメージ



## 5. 建設用地の現状

- ア 位置 神奈川県高座郡寒川町宮山144-1
- イ 敷地面積 6,513.8㎡
- ウ 用途等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%  
高さ制限12m、道路傾斜(適用距離20m、勾配1.25)、  
隣地斜線(立上がり20m、勾配1.25)、北側斜線制限なし、
- エ 地形等 ①ほぼ長方形  
②舗装部分  
南西部分の南北約24m、東西約50m、面積約1,200㎡  
③未舗装部分は、②以外部分であり、地盤は軟弱である。
- オ その他 北東部分に東京ガス(株)の制圧器があり、そこから各家庭等への供給管が本土地の一部を通り各家庭に供給されており、表層から1.2mの位置に埋設されている。通常の利用には支障がない。

### カ 位置図





## 6. 財政面、事業手法の検討

(1) 国などの補助金や町債の適正な借り入れや PFI 手法の検討など、財政負担のバランスを考慮しながら財源確保を図る。また、厳しい財政状況を考慮し町財政に与える影響緩和に努める。

(2) 事業手法については、(\*2)PFI 方式 など民間資金の活用も含め基本計画策定と併行して検討する。

## 7. 建設検討体制及びスケジュール

(1) 建設検討については、庁内検討組織として庁内検討委員会を設置し、調査・検討を行い、町民意見を聴取し、町長へ提言する。平成 27 年度からは外部委員による建設検討委員会を設置し、庁内検討委員会と併行して調査・検討を進めていく。

(2) 建設事業のスケジュールは次のとおり。

平成 26 年度	基本構想の策定
平成 27 年度	事業手法の検討・基本計画の策定
平成 28 年度	基本設計・実施設計
平成 29 年度	施工業者の選定、建設工事着工
平成 30 年度	完成

---

(\*2)民間の資金や技術的能力を活用して、効率的・効果的に公共施設等を整備する公共事業の手法